

令和7年度 山口市教育・保育利用者負担額表

階層	定義		副食費徴収免除対象 ・ 利用者負担額(月額)円								
			1号認定 幼稚園・認定こども園等		2号認定 ・ 3号認定						
					(3～5歳児)			(0～2歳児)			
					保育園・認定こども園・地域型保育事業等			保育園・認定こども園・地域型保育事業等			
副食費	教育標準時間	副食費	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間				
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援支給受給世帯		き よ う だ い 順 に 関 わ ら ず 徴 収 免 除	幼 児 教 育 ・ 保 育 の 無 償 化 に よ り 無 料	き よ う だ い 順 に 関 わ ら ず 徴 収 免 除	幼 児 教 育 ・ 保 育 の 無 償 化 に よ り 無 料	幼 児 教 育 ・ 保 育 の 無 償 化 に よ り 無 料	幼児教育・保育の 無償化により無料			
B1	市民税非課税世帯	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯									
B2		その他の世帯									
C1	市民税課税世帯 (均等割のみ課税)	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯						第2子以降は無料		3,900	3,800
C2		その他の世帯								9,000	8,800
D1	48,600円未満	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯								4,500	4,400
D2		その他の世帯								11,000	10,800
D3	48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯								4,500	4,400
D4		その他の世帯								15,000	14,800
D5	57,700円以上 77,200円未満	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯								4,500	4,400
D6		その他の世帯		15,000	14,800						
D7	77,200円以上 85,200円未満		小学3年生までの兄弟を含めて3人目以降は徴収免除	同時入所の3人目以降は徴収免除		21,000	20,700				
D8	85,200円以上 97,000円未満					24,000	23,600				
D9	97,000円以上 169,000円未満					35,000	34,400				
D10	169,000円以上 211,300円未満					43,000	42,400				
D11	211,300円以上 301,000円未満					52,000	51,200				
D12	301,000円以上 397,000円未満					62,000	61,000				
D13	397,000円以上					72,000	70,800				